

ハローワーク利用のご案内 ～新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために～

ハローワークでは、皆さまに安心して利用していただけるよう、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めています。しばらくの間、雇用保険の給付の手続きなどでハローワークにお越しになる際には、混雑緩和にご協力いただきますようお願いいたします。

来所する皆さまへご協力のお願い

- ハローワークでは感染防止対策を徹底しながら、手続き・ご相談を行っています。
- 窓口をご利用の際は、できるだけ**混雑時間帯を避けて**お越しいただくようお願いいたします。
(混雑時間帯はご利用のハローワークにお問い合わせください)
- ハローワークへお越しになる際は、マスクの着用及び咳エチケットのご協力をお願いいたします。
- 体調が悪い方や風邪症状がある方は、来所を控えていただきますようお願いいたします。

雇用保険の手続きについて

- 雇用保険には、失業された方が、安定した生活を送りつつ、1日も早く再就職できるよう求職活動を支援するための「**求職者給付**」があります。
- 求職者給付は、「**失業の状態ですぐに働ける方**」が受給資格決定の手続きをすることにより受給することができます。
- 「失業の状態ですぐに働ける方」とは、離職し「**就職したいという積極的な意思といつでも就職できる能力があり積極的に求職活動を行っているにもかかわらず、就職できない状態**」にある方です。
- ハローワークでは、就職の意思と能力を「**求職の申込み**」で確認しています。
つまり、受給資格決定の前提条件として、「**求職の申込み**」を行う必要があります。

※ 受給資格決定の詳しい手続きは、厚生労働省ホームページでご確認ください。



求職申込みはインターネットからの事前登録の活用を

- ハローワーク庁舎内が混雑・密集しないよう、求職申込みについては、できるだけ、**ご自宅のパソコンやタブレット、スマートフォンから、事前に「求職仮登録」を行っていただきますようお願いいたします。**

※ 仮登録完了後**14日以内**(期限が閉庁日の場合は前閉庁日まで)に住所を管轄するハローワークに出向いて本登録の手続きを行う必要があります。

【緊急事態宣言発令に伴う当面の取り扱い】

- ・雇用保険受給手続きを行う方…期限内にハローワークへお越しいただき手続きを行ってください。
- ・雇用保険受給手続きを行わない方…期限内にハローワークに電話でご連絡いただくことで、来所せずに手続きを行うこともできます。

- 筆記式の「**求職申込書**」に記入し、ご持参いただくことも可能です。

※【緊急事態宣言発令に伴う当面の取り扱い】

- ・雇用保険受給手続きを行う方…求職申込書をご持参ください。
- ・雇用保険受給手続きを行わない方…求職申込書を郵送いただくことも可能です。

- 過去(おおむね2年以内)にハローワークを利用したことがある方は、求職仮登録や求職申込書記入を省略できますので、事前にハローワークにお問い合わせください。

仮登録はこちらから



申込書のダウンロードはこちらから



ハローワークインターネットサービス



検索

求人情報の検索はパソコンやスマートフォンの活用を

- ご自宅のパソコンやタブレット、スマートフォンから、「ハローワークインターネットサービス」で求人情報(求人票)を検索・閲覧することができます。

ハローワークインターネットサービス



検索

